


日本国愛知県とフィリピン共和国貿易産業省との
経済交流に関する覚書

日本国愛知県とフィリピン共和国貿易産業省（以下、「双方」という。）は、各々の権限、資金の利用可能性、その他の資源、並びに適用される法律、規則及び規制に基づく制限の範囲内で相互理解と友好関係を深めながら、両地域の発展に向け、経済交流を促進するため、以下のとおり合意する。

- 1 両地域の企業等が相互に活発な協力・交流事業を展開することができるよう、双方が共同して支援することにより、経済交流を促進するものとし、特に次の点において努力する。
 - 1) 双方は、相互訪問等を通じて、双方の産業交流・協力のニーズ等に関する情報を共有する。
 - 2) 双方は、相手方が自地域において、セミナー、会議、商談会等の経済交流事業を実施する場合、可能な限り協力する。
 - 3) 双方は、相手方地域の企業等による自地域での活動、投資について、必要な情報提供を行うなど、可能な限り協力する。
- 2 双方の連絡窓口は、次のとおりとし、第1項の経済交流事業を実施する場合には、その都度互いに協議・調整しながら進めることとする。

日本国愛知県：経済産業局産業部産業立地通商課

フィリピン共和国貿易産業省：産業発展・投資促進グループ

- 3 双方の当事者は、本覚書に基づくそれぞれの責務を遂行するにあたり、アクセスする可能性のあるすべての機密情報、秘匿情報、個人情報及び配慮を要する個人情報の、プライバシー及び安全性を確保し、当該情報を現行の各自の法律、規則、規制に従って保管、使用、処理及び廃棄するものとする。
- 4 本覚書は、双方の当事者が連携、協力、支援を行う意思を表明するための任意の文書であり、法的拘束力のある義務や権利を生じさせるものではなく、いかなる裁判所又は仲裁機関においても執行可能なものではない。
- 5 この覚書は、双方の合意に基づき署名されるものであり、実施過程において意見の相違が生じた場合には、相互理解と相互利益の原則に基づき協議により解決するものとする。
- 6 本覚書は、双方の当事者の書面による合意により随時修正可能であり、署名日から3年間有効とする。また、どちらか一方の当事者が、その時点の有効期間の最終日の少なくとも30日前までに、他方の当事者に書面で不更新を通知しない限り、自動的に3年ごとに更新される。本覚書の終了は、双方

の合意により別途定める場合を除き、既に合意された進行中の活動の完了に影響を及ぼさないものとする。

本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始される。

この覚書は、日本語と英語で2部ずつ作成し、双方の代表者が署名の上、それぞれ1部ずつ保有する。

日本国
愛知県知事
大村 秀章

フィリピン共和国
貿易産業大臣
クリスティーナ・ロケ



日付：2026/2/16



日付：.....

2026/2/16